

# 令和5年度 茨城県機構集積協力金交付事業配分基準

令和5年4月24日  
茨城県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「国実施要綱」という。））別記3第11の5の（1）の規定に基づき、機構集積協力金交付事業における配分基準を次のとおり定める。

## 1 方針

担い手への農地集積・集約化の促進及び担い手の経営の維持・発展を支援することを目的として、「茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の目標達成に向け、本協力金を活用し、担い手（※1）への農地集積・集約化に資する取組を促進する。

## 2 配分基準

本協力金は、中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられた地域に優先配分し、地域の話合いや農地の集約化に重点を置いた事業の推進を図るため、地域集積協力金に優先配分する。

なお、国から配分を受けた予算の範囲内で、地域集積協力金（中山間地域）、地域集積協力金（一般地域）、集約化奨励金、経営転換協力金（担い手への貸付け）、経営転換協力金（担い手以外への貸付け）の順に配分する。

### （1）事業の内容

#### ① 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構（以下「機構」という。）に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付する。

#### ② 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、奨励金を交付する。

#### ③ 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付する。

### （2）交付要件及び交付単価

交付要件及び交付単価は、国実施要綱別記3第5の3、第6の2及び第7の2、3のとおりとする。

### （3）交付対象

本事業の交付対象は、次の要件を満たすものとする。

①原則として、対象期間の2月末日までに機構法第18条第5項に基づき県が認可した農用地利用集積等促進計画により、担い手等に貸借権の設定等を行った農地（既に機構に貸し付けられた農地及び当該協力金の交付を受けた農地を除く。）とする。

なお、地域集積協力金の機構への貸付割合は、対象期間の2月末日時点における地域の農地のうち、既に機構に貸付けられた農地及び新たに機構へ貸し付けられた農地の合計面積の割合とする。

②経営転換協力金については、事業実施期間に機構に貸し付けられた自作地の内、1筆以上が転貸され、12月末日までに市町村に協力金交付申請が行われたもの。

③市町村に実施計画申請書が提出され、市町村が国実施要綱に定める各協力金等の交付要件を満たすと認めたものとする。

## 3 その他

### （1）新規集積農地面積（※2）の把握

新規集積農地面積は、市町村が農用地利用集積等促進計画（案）の作成時に合わせて調査し、機構を通じて県に報告するものとする。

### （2）その他

本協力金の交付決定後、やむを得ない事由により変更が生じたときは、県と当該市町村が協議する。

※1「担い手」とは、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、集落営農経営（特定農業団体、集落内の農地を一括管理・運営する営農組織）である経営体とし、「非担い手」とは、「担い手」以外の経営体とする。

※2「新規集積農地面積」とは、機構に貸し付ける日の直前の3月末日に担い手が利用（特定農作業受委託（※3）を含む）していた農地以外とする。

※3「特定農作業受委託」とは、農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる基幹3作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものである。

①稲作は、耕起・代掻き、田植え及び収穫・脱穀

②麦・大豆作は、耕起・整地、播種及び収穫

③その他の作目は、①及び②に準ずる作業